

令和6年度「青森県・南部町」連携融資制度

南部町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証協会に支払った保証料の補助を行います。

1. 南部町内で創業する方	
対象資金	青森県「青森新時代」への架け橋資金（マル架、創業資金） ※太陽光発電設備の導入に係る事業は対象外
補助対象者	南部町内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方、 または事業を開始して5年に満たない中小企業者
補助対象融資額	<u>5,000万円以内</u>
補助内容	県による信用保証料補給前の信用保証料の50%を町が補助（県が30%、町が50%） ただし、スタートアップ創出促進保証制度による上乗せ分0.2%は除く

2. 事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方	
対象資金	青森県事業活動応援資金（マル応、事業活動枠）
補助対象者	事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る中小企業者
補助対象融資額	<u>1,000万円以内</u>
補助内容	信用保証料の50%を町が補助

3. 経営の安定や生産性の向上に向けて借換えを行う方	
対象資金	青森県伴走支援型借換資金（マル伴）
補助対象者	経営の安定や生産性の向上に向けて借換えを行う中小企業者
補助対象融資額	<u>1,000万円以内</u>
補助内容	信用保証料の50%を町が補助

- ※ 補助対象となる融資の実行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ※ 経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。
- ※ 各制度に共通して次の要件があります。
 - ・ 南部町内に住所を有する個人、住所を有しない場合は町内に町税が課税されている個人、または町内に本店登記をした事業者であること
 - ・ 南部町内に主たる事業所を有すること

- ・ 南部町に納付する税金等に未納の額がないこと
- ・ 南部町商工会に加入していること

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取り扱いできなくなる場合があります。なお、この場合でも、県の特別保証融資制度は利用できます。

【お問い合わせ先】

- 信用保証料補助に関すること …南部町商工観光課
電話 0178-38-5965 (直通)
- 青森県特別保証融資制度に関すること…青森県経済産業政策課
電話 017-734-9368 (直通)

〈連携融資制度に関するQ & A〉

融資額、融資期間が補助対象の範囲を超える場合について

Q 1 希望融資額が1,000円を超える場合、または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000円以内かつ融資期間10年以内（うち措置期間が1年以内）のものに限られます。
ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年以内）を希望する場合、信用保証料の補助対象となる1,000万円と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

南部町中小企業融資制度を既に利用している場合について

Q 2 「南部町小口資金」（または「南部町活性化資金」）の借り入れ残高がありますが、この制度を利用できますか？

A 2 「南部町小口資金」（または「南部町活性化資金」）の借り入れ残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

連携融資制度の利用手続きについて

Q 3 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申し込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、南部町に納付する税金等の滞納がないことを示す証明書等を併せてご提出ください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、
北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、
あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会